

板野町学習用（ギガスクール関連）端末貸付に係る誓約 同意事項

令和3年9月1日

学習用端末の貸付を受けるにあたり、希望する家庭の保護者は以下の内容に同意していただきます。

(貸付物品)

第1条 板野町は、以下の学習用端末等(以下「本物品」という。)を、希望する家庭の保護者(以下保護者という。)に無償で貸し付ける。

品 名	管 理 番 号
同意書に記載する。	同意書に記載する。

(使用の目的)

第2条 本物品の貸し付けは、児童生徒の家庭における学習に使用することを目的とする。

(貸付期間)

第3条 本物品の貸付期間は、保護者が本物品の引渡しを受けた日から学校が定めた期間までとする。

- 2 前項の期間中に転出等によって児童生徒が当該学校に所属しなくなった場合は、その日をもって貸与期間を終了する。

(物品の引渡し)

第4条 本物品の引渡しに経費が発生した場合(学校から家庭までの交通費・発送にかかる費用等)は、保護者の負担とする。

(物品管理の原則)

第5条 保護者は、本物品を善良な管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。

(転貸の禁止等)

第6条 保護者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本物品を第三者に転貸し、又は本物品を使用する権利を譲渡しないこと。
- (2) 本物品を第2条に定める目的以外に使用しないこと。

(報告協力義務)

第7条 板野町は、本物品についていつでもその使用状況の報告を求めることができ、保護者は、これに協力しなければならない。

(原状変更)

第8条 アプリケーションのインストール等、学校や板野町の許諾を得ずに本物品の原状を変更することは不可とする。

(亡失等)

第9条 本物品をなくした場合、損傷した場合、又は本物品が故障した場合は、保護者は速やかに学校を通して板野町に通知するものとする。

- 2 通常の使用、若しくは故意又は過失によって、本物品をなくした場合、損傷した場合、又は本物品が故障した場合、いずれの場合でも保護者は、保護者の費用と責任によって、本物品を修理または購入により補填することとする。ただし、町が認めた場合にはその限りではない。
- 3 自然災害等、保護者や使用した児童生徒等の責任でないことが明確な理由で起こった亡失、損傷又は故障に係る補填又は修理に要する費用の分担は、協議して定めるものとする。

(家庭での維持費用)

第10条 そのほか、家庭に持ち帰って利用する場合の維持に要する費用(電気代、通信費を含む)は、保護者が負担するものとする。

(オンライン学習の特性の理解)

第11条 オンライン学習の特性上、非公開ではあるものの、オンライン上またはクラウド上に利用する児童生徒の学年・学級・氏名をはじめ、学習履歴等が保存されることに同意するものとする。

(契約の解除等)

第12条 板野町は、保護者がこの契約に定める各項目を守らないときは、あらかじめ知らせることなく、この契約を解除することができる。

- 2 保護者は、前項の規定によって契約を解除された場合においては、学校や板野町が損害を受けた場合、賠償しなければならない。
- 3 貸付期間中に板野町が本物品の回収が必要となったとき、又は第2条に定める使用目的が終了したときは、双方協議の上、本契約を解約できるものとし、この場合において、保護者は損害賠償の請求は行わないものとする。

(物品の返還)

第13条 保護者は、前条に定める解除若しくは解約又は貸付期間の満了により、本物品の返還の必要が生じたときは学校または板野町が指定する場所へ返還するものとする。

- 2 本物品の返還等に要する費用のうち、学校から保護者への引渡しに要する費用(家庭から返却場所までの交通費、発送にかかる送料等)については保護者の負担とする。
- 3 保護者は、前項の返還に当たって、本物品の原状を変更している場合は、保護者の費用負担において本物品を原状に戻すものとする。

(疑義の決定等)

第14条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項について保護者は、本書の内容に同意し、本物品を借り受ける場合、別紙「同意書」に署名し、学校へ提出する。学校は提出を受けた同意書を保有する。

同意書

私は、学習用端末貸付に係る誓約・同意事項および学校が作成したその他付属文書を読み、全ての内容に同意します。また、返却期日または学校・板野町が求める期日までに端末原状確認において確認した端末及び付属品の全てを返却します。

令和 年 月 日

住 所 (町から)	板野町
児童生徒氏名	
保護者氏名 (自署または印)	印

貸付けを受ける物品(学校側で記入します。)

No.	品 名	管 理 番 号	個 数
1	学習用Apple iPad (ケース含む)		1
2	純正電源アダプタ・充電コード		1
3	キーボード		1
4			

返却期日 児童生徒が本校に所属しなくなった日
(転出または卒業などによる)

※ 返却確認 ※ 返却時に学校側で記入します。

年 月 日 返却されました。	確認者印	
----------------	------	--

現 状 確 認 書

No.	品 名	チェック	個 数
1	学習用Apple iPad (ケース含む)		1
2	キーボード		1
3			
4			

※ 破損などがなければ、チェック欄に○印をご記入ください。

- ・ 学習用Apple iPadや付属品について、確認しました。
- ・ Wi-Fiに接続することができました。

保護者氏名

印

※ 全ての付属品の返却が必要です。他者の端末に使ったり、決して捨てないでください。

同意書・現状確認書に関する注意

学習用端末貸付に係る誓約・同意事項をよくお読みください。

- ・ 同意する場合には、記入年月日、住所、児童生徒氏名、保護者氏名欄に保護者ご本人が自署もしくは押印の上、学校へ持参してください。
- ・ 貸付を受ける物品及び原状確認書は、端末引き渡しの際にお書きいただきます。
- ・ 記入には黒または青のボールペンを使用してください。摩擦等により文字が消えるインクを使用しないでください。(使用した場合には貸出しができません。)